

福岡県田川地区消防組合職員の通勤手当支給に関する規則

〔昭和 56 年 4 月 13 日〕
規則 第 6 号

改正 昭和 59 年 12 月 18 日本部規則第 9 号 昭和 61 年 1 月 1 日組合規則第 5 号
平成元 年 12 月 22 日組合規則第 3 号 平成 4 年 12 月 22 日組合規則第 6 号
平成 7 年 3 月 27 日組合規則第 1 号 平成 16 年 9 月 1 日組合規則第 5 号
平成 18 年 3 月 20 日組合規則第 2 号

(総則)

第 1 条 この規則は、福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（昭和 56 年条例第 1 号。以下「条例」という。）第 15 条の規定に基づき、通勤手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 条例第 15 条及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務場所との間を往復することをいう。

2 条例第 15 条に規定する場合の通勤距離は、職員の住居から勤務場所までに至る経路のうち一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

(届出)

第 3 条 職員は、新たに条例第 15 条第 1 項の職員としての要件を具備するに至った場合は様式第 1 により、その通勤の実情をすみやかに任命権者に届け出なければならない。住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のための負担する運賃の額に変更があつた場合についても同様とする。

2 職員は、前項に掲げる変更により条例第 15 条第 1 項の職員でなくなつた場合には、前項の例により届け出なければならない。

(確認及び決定)

第 4 条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第 15 条第 1 項の職員たる要件を具備するとき、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿（様式第 2）に記載し、保管するものとする。

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出基準)

第 5 条 普通交通機関等（新幹線鉄道等及び橋等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路及び方法により算出するものとする。

第 6 条 前条の通勤経路又は方法は、往路と帰路を異にし、又は往路と帰路におけるそれぞれの通勤方法を異にするものであつてはならない。ただし、割り振られた正規の勤務時間が深夜に及びためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第7条 条例第15条第2項に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)は、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた額)とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間(条例第15条第5項に規定する支給単位をいう。以下同じ。)である定期券の価額
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分(交代制勤務に従事する職員にあっては平均1箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額
- (3) 任命権者の定める普通交通機関等 任命権者の定める額

2 前条ただし書きに該当する場合の運賃相当額は往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

3 条例第15条第1項第1号に掲げる職員が、当該職員以外の者が運転する自動車等により通勤する場合(以下「同乗」という。)の当該職員の通勤手当の額は、条例第5条第2項第2号に該当する職員とみなして、同号に掲げる額を支給することができる。

第8条 条例第15条第2項第2号に規定する規則で定める通勤手当の額は、次の表に定めるとおりとする。

区 分 距 離	毎日勤務者	交替制勤務者
2.0 km以上 5.0 km未満	2,000 円	1,000 円
5.0 km以上 10 km未満	4,100 円	2,050 円
10 km以上 15 km未満	6,500 円	3,250 円
15 km以上 20 km未満	8,900 円	4,450 円
20 km以上 25 km未満	11,300 円	5,650 円
25 km以上 30 km未満	13,700 円	6,850 円
30 km以上 35 km未満	16,100 円	8,050 円
35 km以上 40 km未満	18,500 円	9,250 円
40 km以上	20,900 円	10,450 円

備考

- (1) 毎日勤務者で、研修・休暇等の事情により1箇月あたりの通勤回数が11回未満の職員にあっては、交替制勤務者欄の通勤手当の額とする。
- (2) すべての職員で、研修・休暇等の事情により1箇月あたりの通勤回数が5回未満の職員にあっては、毎日勤務者欄の通勤手当の額に100分の30を乗じた額とする。(円未満切捨て。)

(交通の用具)

第9条 条例第15条第1項第2号に規定する交通の用具は、次の各号に掲げるものとする。

(ただし、組合の所有に属するものを除く。)

- (1) 自転車
 - (2) 原動機付自転車、自動車
- (支給日等)

第9条の2 通勤手当は、支給単位期間(第3項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び第11条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の条例第6条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

- 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
- 3 条例第15条第3項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第15条第2項第1号に定める額(以下「運賃等相当額等」という。)の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

- (2) 職員が条例第15条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(支給の始期及び終期)

第10条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第15条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

(返納の事由及び額等)

第10条の2 条例第15条第4項の規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事

由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第 15 条第 1 項の職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条第 2 項の規定により休職され、法第 55 条の 2 第 1 項ただし書きに規定する許可を受け、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、又は法第 29 条第 1 項の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなるとき。
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第 15 条第 4 項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1 箇月当たりの運賃等相当額が 55,000 円以下であった場合 前項第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に 1 箇月当たりの運賃等相当額等が 55,000 円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用機関の定期券の運賃等の払戻しを、任命権者の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）
- (2) 1 箇月当たりの運賃等相当額等が 55,000 円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア イに掲げる場合以外の場合 55,000 円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0）
 - イ 第 9 条の 2 第 3 項各号のいずれかの通勤手当を支給されている場合 55,000 円に事由発生月の翌月から同項第 1 号若しくは第 2 号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び任命権者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0）

（支給単位期間）

第 10 条の 3 条例第 15 条第 5 項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該普通交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ 6 箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は第7条第3項の任命権者の定める普通交通機関等 1箇月

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること、長時間の研修のため旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他任命権者の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第10条の4 支給単位期間は、第10条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条第1項の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復職した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合(前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

(支給できない場合)

第11条 条例第15条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等にかかる最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができない。

(事後の確認)

第12条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第15条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

第13条 通勤手当の支給については、この規則で定めるもののほか、職員の給料の支給の例によるものとする。

(補則)

第14条 この規則の実施に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(昭和60年本部規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和61年組合規則第5号)

この規則は、昭和 61 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年組合規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 4 年組合規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県田川地区消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 7 年組合規則第 1 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年組合規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年組合規則第 2 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1（第3条）

通 勤 届

昭和 年 月 日提出

昭和 年 月 日受理

任命権者		所 属 課係名				
殿		所在地				
職氏名	印					
現住所	(通称名)					
福岡県田川地区消防組合職員の通勤手当支給に関する規則に基づき通勤の実情を届け出ます。					主たる届出事由 1 新規（異動の場合を含む） 2 住居の変更 3 通勤経路の変更 4 通勤方法の変更 5 運賃等の負担額の変更 上記事実の発生日 昭和 年 月 日	
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	区間料金	一ヶ月定期の金額	備 考
1		住居 ~	km	円	円	
2		~	.			
3		~	.			
4		~	.			
計			.			
通勤経路の略図（経路朱線）				判 定	決 ・ 否	
				支給金額	円	
				支給開始年月日	年 月 日	
				摘 要		

記入上の注意

- 1 印欄について提出者は記入しないこと。
- 2 「主たる届出事由」には、この届を行なう主たる原因のみを で囲むこと。
- 3 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、バス、国鉄（ 線）、バイク、車等別に記入すること。
- 4 「備考」欄には定期券を持たない理由を記入すること（回数券等購入者はこの欄に記入すること。）

